第 63 号

公　　示

令和8年10月定期海技士国家試験(新潟市)の合格者を
次のとおり発表する。

令和8年11月6日

北陸信越運輸局長

1. 総合合格者

試験種別	合格者受験番号
六級海技士(航海)	1901　1902　1903　1904　以下余白
内燃六級海技士(機関)	3901　以下余白

注1.この一覧に記載の無い試験種別については、該当者はありません。
注2.海技免許申請は、合格日から1年以内(令和9年11月5日迄)にしなければなりません。
注3.当局以外で海技免許申請を行う場合、当局の発行する海技士国家試験合格証明書が必要となります。
注4.海技免許申請には、海技免許講習の課程を修了した証明書が必要な場合があります。

2. 筆記試験合格者

試験種別	合格者受験番号
一級海技士(航海)	1002　1003　1008　以下余白
二級海技士(航海)	1101　1201　1204　以下余白
三級海技士(航海)	1303　以下余白
四級海技士(航海)	1502　以下余白
二級海技士(機関)	1101　以下余白
内燃二級海技士(機関)	3103　以下余白

注1. この一覧に記載の無い試験種別については、該当者はありません。
注2. 筆記試験の合格は、合格した日から15年間有効です。

3. 科目合格者

試 験 種 別	科目	合格者受験番号
一級海技士(航海)	航海	1005 以下余白
	運用	1201 以下余白
	法規	該当者なし
	英語	1201 以下余白
二級海技士(航海)	航海	1103 1105 1106 以下余白
	運用	1202 以下余白
	法規	1110 以下余白
	英語	該当者なし
五級海技士(航海)	航海	該当者なし
	運用	1703 以下余白
	法規	該当者なし
六級海技士(航海)	航海	1905
	運用	該当者なし
	法規	該当者なし
二級海技士(機関)	機関(その1)	該当者なし
	機関(その2)	該当者なし
	機関(その3)	該当者なし
	執務一般	1103 1106 以下余白
内燃機関 五級海技士(機関)	機関(その1)	該当者なし
	機関(その2)	該当者なし
	機関(その3)	該当者なし
	執務一般	3701 以下余白

注1. この一覧に記載の無い試験種別については、該当者はありません。
注2. 科目合格は合格した試験開始日から3年後の試験開始日まで有効です。